

事業概要およびこれまでの経緯（国道 161 号小松拡幅 13 工区）

1 事業概要

- (1) 事業予定者の名称等 大阪府大阪市中央区大手前一丁目 5 番 44 号
国土交通省 近畿地方整備局長 渡辺学
- (2) 都市計画決定権者の名称 滋賀県知事 三日月 大造
- (3) 対象事業（都市計画対象事業）の内容
- ・名称：国道 161 号小松拡幅 13 工区
 - ・種類：自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項に規定する特別地域における道路の改築（滋賀県環境影響評価条例施行規則別表 1 第 1 項第 4 号）
 - ・規模：延長約 4.3 km（高島市勝野～大津市北小松）、4 車線道路
方法書の時点では延長約 4.6 km
- (4) 対象事業（都市計画対象事業）実施区域 大津市および高島市

滋賀県環境影響評価条例（平成 10 年滋賀県条例第 40 号）第 36 条第 1 項の規定により、都市計画に定められる対象事業については、都市計画の決定等を行う都市計画決定権者が、事業者に代わり、都市計画の決定等の手続とあわせて対象事業の環境影響評価手続を行うことができるとされている。

2 手続きの経緯

(1) 方法書に係る手続き

- ・方法書の送付 令和 2 年 12 月 18 日
- ・方法書の公告縦覧 令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 1 月 27 日まで
- ・住民意見の受付 令和 2 年 12 月 22 日から令和 3 年 2 月 10 日まで
- ・方法書説明会 令和 3 年 1 月 15 日、1 月 16 日
- ・審査会（第 1 回） 令和 3 年 1 月 20 日
- ・審査会（第 2 回） 令和 3 年 3 月 16 日
- ・審査会意見の送付 令和 3 年 3 月 23 日
- ・知事意見の送付 令和 3 年 4 月 30 日

(2) 準備書に係る手続き

- ・準備書の送付 令和 5 年 6 月 30 日
- ・準備書の公告縦覧 令和 5 年 6 月 30 日から 7 月 31 日まで
- ・住民意見の受付 令和 5 年 6 月 30 日から 8 月 14 日まで
- ・準備書説明会 令和 5 年 7 月 8 日（高島市内）、7 月 10 日（大津市内）
- ・審査会（第 1 回） 令和 5 年 8 月 2 日

(3) 準備書の縦覧について

- ・国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課（大津市竜が丘 4 番 5 号）
- ・滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室（大津市京町四丁目 1 番 1 号）
- ・滋賀県高島環境事務所（高島市今津町今津 1758）
- ・大津市建設部広域事業室（大津市御陵町 3 番 1 号）
- ・大津市小松支所（大津市北小松 565）
- ・高島市都市整備部国・県事業対策課（高島市新旭町北畑 565 番地）
- ・高島市高島支所（高島市勝野 215）
- ・滋賀県ホームページ（都市計画決定権者のウェブサイト）
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/332180.html>

本事業は、滋賀県環境影響評価条例の施行日以前に都市計画決定された事業であり、同条例付則第 5 項第 2 号の経過措置が適用される事業に該当することから、同条例に基づく環境影響評価の手続等に関する規定が適用されない事業である。

しかしながら、都市計画変更に伴うルート帯の変更が行われたことから、同条例施行規則に規定する軽微な変更には該当しないこととなったため、同条例付則第 5 項に規定される同条例第 3 章から第 9 章（環境影響評価 方法書以降の手続）について、手続が必要となるものである。

【手続きの流れ】

滋賀県環境影響評価条例の手続きの流れ (H26.4～)

